

随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

対象とする事業会計	対象とする部等	対象とする課等
1 病院事業会計	健康福祉部	病院管理課
		佐久間病院
2 水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		水道工事課
		浄水課
		北部上下水道課
天竜上下水道課		
3 下水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		下水道工事課
		下水道施設課
		北部上下水道課
天竜上下水道課		

第3 監査の期間

令和2年5月29日から同年8月3日まで

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和元年度公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、

- ・令和元年度決算に関する証書類の作成は適正か
- ・固定資産や貯蔵品の管理及び記録は適正に行われているか
- ・企業債の管理は適正に行われているか
- ・未収金の管理及び回収は適正に行われているか
- ・引当金の計上は網羅的かつ正確に行われているか
- ・中期財政計画(27年度から6年度まで)、事業ごとの各種計画等は適正に執行されているか

を着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 病院事業会計

財務に係る事務の執行として、令和元年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産及び貯蔵品の管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、計画の進捗状況等を主眼に、法令に適合し、かつ正確であるかについて調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

2 水道事業会計

財務に係る事務の執行として、令和元年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産及び貯蔵品の管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、計画の進捗状況等を主眼に、法令に適合し、かつ正確であるかについて調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

3 下水道事業会計

財務に係る事務の執行として、令和元年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産の管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、引当金管理事務、計画の進捗状況等を主眼に、法令に適合し、かつ正確であるかについて調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。